



島根県報

平成17年10月28日 (金)
号外第104号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

(港湾空港課)

公布された条例等のあらまし

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則(規則第120号)

1 規則の概要

知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式を日本工業規格A列4番の用紙に印刷したものを知事に提出して岸壁、さん橋又は物揚場の利用の許可の申請を行うことができることとした。

(第2条関係)

2 施行期日

平成17年11月1日から施行することとした。

規

則

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第120号

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県港湾施設条例施行規則(昭和39年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「掲げる港湾施設の利用の許可」の次に「(以下「岸壁等の利用の許可」という。)」を加え、「して当該港湾施設」を「し、又は知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「ファイル」という。)から入手可能な様式を日本工業規格A列4番の用紙に印刷したものを知事に提出して当該岸壁等」に改め、同条第3項中「前項の」を「前項に規定する知事が指定する電子情報処理組織を使用して岸壁等の利用の許可の申請を行う」に改め、「同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられた」を削る。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

